

埼玉県内部統制基本方針

地方自治法第150条第1項の規定に基づき、ここに内部統制基本方針を定める。

第1 内部統制の目的

県民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、その達成を阻害する業務上の要因をリスクとして識別・評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保します。

これにより、自律的なチェック機能の充実を図り、業務の効率的かつ効果的な遂行、正当な手続きに基づく財務処理や情報の適切な管理による財務報告等の信頼性の確保及び資産の保全を推進するとともに、業務に関わる法令等の遵守を徹底します。

第2 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務とします。

第3 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能させるため、次のとおり取り組みます。

1 推進・評価体制の構築

内部統制推進部局と内部統制評価部局をそれぞれ設置し、推進及び評価体制を構築します。

2 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、内部統制評価報告書を作成するとともに、県民に公表します。

3 監査委員との連携

監査委員と、内部統制に関する情報の共有や意見交換を行い、連携を図ります。

第4 内部統制の見直し

社会情勢の変化や内部統制の整備及び運用に係る評価結果、監査委員からの意見等を踏まえ、必要な内部統制の見直しを行います。

令和2年3月10日
埼玉県知事 大野元裕